

川棚町森林経営管理制度実施方針

令和5年9月15日策定

1 趣旨

川棚町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、川棚町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

（1）森林整備の現状と課題

本町は、長崎県のほぼ中央に位置し、西は佐世保市、北は波佐見町、東は東彼杵町と佐賀県嬉野市に接し、南は波静かな大村湾に面した温暖で風光明媚な土地である。

また、本町東部には、虚空蔵山（608m）があり、その周辺の伐期を迎えた町有林（分収林）をふるさと創生事業の一環として、立木の所有権を買収した。平成2年にその森林を対象に町条例を制定し、川棚町悠久の森と命名した。その名のとおり、永らく町民の財産として保存し将来に継承すると共に、広く森林の大切さを広めることを目的としており、整備に積極的に取り組んでいる。

本町の総面積3,725haの内、森林面積は2,118haで、総面積の57%を占めている。民有林面積は、2,118haで、そのうちスギ、ヒノキ等の人工林の面積は1,157haであり、人工林率55%と県平均（42%）と比べやや高い値となっている。

人工林のうち、8齢級以上森林が約1,103ha（97%）あり、伐採時期を迎えている。木材の安定供給と併せ、健全な森林の育成のためにも、間伐を積極的に推進していく必要がある。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施される人工林、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然性林までバラエティーに富んだ林分構成になっている。また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、森林に求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

東部の木場・岩屋・猪乗地区は昔からスギ・ヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も他の地区と比べて高く、伐期を迎える林分が多く存することから林業生産活動を通じ、適切に森林整備を行うとともに、森林経営計画の策定等を通じた計画的な間伐を実施することが必要である。

また、当地区内には悠久の森（町有林）があり、その設置主旨に基づき森林整備を行うとともに、住民の憩いの場としての環境整備を推進する。

南西部の大崎地区は大村湾に突き出た半島で、天然性の広葉樹林が広く存し自然景観に優れ県立公園の指定を受けている。県立公園内には、自然と調和したレクリエーション施設が数多く整備され、町内外から多くの観光客が訪れていることから、森林とのふれあいの場としての活用が望まれる。

（2）基本的な考え方

森林所有者（林業経営体への長期施業委託含む。以下同じ）による施業を森林経営計画の策定を通じて促すことを前提に、間伐等手入れの進んでいない区域や森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

3 森林所有者への経営管理意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 経営森林として除外する森林

- ・森林経営計画樹立森林
- ・森林経営計画樹立候補森林
- ・公有林
- ・団体有林等
- ・過去 10 年程度の間には施業履歴が確認される森林

イ 対象森林の絞り込み

意向調査を実施する対象森林は行政単位を中心として林班ごとに整理する。

また、下記の条件を考慮したうえで、地域の実情に応じて決定する。

- ・オルソー画像から読み取れる森林の現況が広葉樹
- ・森林面積が 0.10ha 未満の孤立した森林
- ・すでに針広混交林化している森林

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積は、927ha
- ・対象森林の位置は、別紙図面のとおりに。

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は優先度の高い地区から進め、その計画は別紙のとおりにする。
- ・意向調査は、外部委託により実施する。
- ・意向調査の回収は、町内在住者は訪問、町外在住者は郵送を基本とする。
- ・意向調査の実施に際し、口頭による説明又は制度概要の配布等により森林経営管理制度の周知を図る。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

本町は意向調査に基づき森林の管理方法を決定し、森林所有者の意向・申出がある場合は経営管理権集積計画を作成する。

経営管理権が設定された森林において、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託することとし、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、本町が管理を実施する。

本町が管理を実施する森林においては、森林経営管理事業として、経営管理権の設定期間（10 年）に 1 回の保育間伐を実施し、保育間伐実施後は森林保険（3 年）に加入する。また、林道等からの目視にて定期的な巡視を実施する。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

川棚町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。

6 その他特記事項

本実施方針については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては県央振興局や地域林業関係者等の意見を聞きながら進めることとし、その結果はホームページ等で公表する。

また、意向調査や現況調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。

さらに、森林経営管理制度に係る業務は川棚町産業振興課で執り行うが、必要に応じて会計年度任用職員の雇用や業務の外部委託等を検討し、関係機関と連携し情報共有に努める。